

# 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)に基づくモデル世帯の保険税額

保険税は、加入者の年齢、所得、世帯構成によって異なります。

一般的なモデル世帯を3つ用意し、それぞれの世帯で、世帯所得が200万円、500万円、1000万円の場合で、保険税がどれくらい変わるかを示しています。

## モデル世帯①



【単身世帯】  
40歳

【世帯所得】  
200万円

【世帯所得】  
500万円

【世帯所得】  
1000万円

年税額  
【現行】  
222,900円  
【改正後】  
242,300円  
【差額】  
19,400円 増

年税額  
【現行】  
546,900円  
【改正後】  
594,800円  
【差額】  
47,900円 増

年税額  
【現行】  
980,900円  
【改正後】  
990,000円  
【差額】  
9,100円 増

【保険税の内訳】  
医療分+支援金分+介護分

## モデル世帯②



【2人世帯】  
夫:65歳、妻:65歳

【世帯所得】  
200万円

【世帯所得】  
500万円

【世帯所得】  
1000万円

【所得内訳】  
夫:100万円  
妻:100万円

【所得内訳】  
夫:250万円  
妻:250万円

【所得内訳】  
夫:500万円  
妻:500万円

年税額  
【現行】  
168,400円  
【改正後】  
180,900円  
【差額】  
12,500円 増

年税額  
【現行】  
445,900円  
【改正後】  
480,900円  
【差額】  
35,000円 増

年税額  
【現行】  
820,000円  
【改正後】  
820,000円  
【差額】  
0円 増

【保険税の内訳】  
夫と妻ともに、医療分+支援金分

## モデル世帯③



【4人世帯】  
夫:40歳、妻:40歳、息子:16歳、娘:15歳

【世帯所得】  
200万円

【世帯所得】  
500万円

【世帯所得】  
1000万円

【所得内訳】  
夫:100万円  
妻:100万円  
息子:0円  
娘:0円

【所得内訳】  
夫:250万円  
妻:250万円  
息子:0円  
娘:0円

【所得内訳】  
夫:500万円  
妻:500万円  
息子:0円  
娘:0円

年税額  
【現行】  
255,600円  
【改正後】  
279,600円  
【差額】  
24,000円 増

年税額  
【現行】  
579,600円  
【改正後】  
632,100円  
【差額】  
52,500円 増

年税額  
【現行】  
986,800円  
【改正後】  
990,000円  
【差額】  
3,200円 増

【保険税の内訳】  
夫と妻は、医療分+支援金分+介護分  
息子と娘は、医療分+支援金分